

食品衛生法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文（抜粋）

○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）（第二条関係）

第五十四条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十五条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合つと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 (略)

二 第五十九条から第六十一条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

③ (略)

第五十六条 (略)

第五十一条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十二条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合つと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 (略)

二 第五十四条から第五十六条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

③ (略)

第五十三条 (略)

第五十七条 営業（第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が
少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もう
とする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営
業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事
に届け出なければならない。

（新設）

② 前条の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。こ
の場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けた者」とある
のは「次条第一項の規定による届出をした者」と、「許可営業者」とあ
るのは「届出営業者」と、同条第二項中「許可営業者」とあるのは「届
出営業者」と読み替えるものとする。

（新設）

第五十八条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、そ
の採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添
加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装
を回収するとき（次条第一項又は第二項の規定による命令を受けて回収
するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚
生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣
府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状
況を都道府県知事に届け出なければならない。

一 第六条、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項
、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十條の規定に違
反し、又は違反するおそれがある場合

二 第九条第一項又は第十七条第一項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

② 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならない。